

平成27年度 社会福祉法人指導監査結果通知書

法人名	緑成会
-----	-----

指摘区分：要報告事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	会計伝票における会計責任者の承認を適切に受けること。	定款準則第20条 法人経理規程第12条
2	決算時には、資産の確認を適切に行うこと。また、資金収支計算書において、前年度と今年度とに整合性がないので、是正すること。	会計基準第1章第2 会計基準第2章第5 (4) 法人経理規程第57条
3	平成26年度決算の国庫補助金等特別積立金について、財務諸表と附属明細書（基本財産及びその他の固定資産の明細書、国庫補助金特別積立金明細書）及び固定資産台帳で整合がとれていないので、平成27年度処理において修正を行うこと。また、国庫補助金等特別積立金の対象とならない借入金利息補助金収入が計上されているので、あわせて修正を行うこと。	会計基準第4章第4 (3) 注解（注10・11） 運用指針15
4	契約予定価格が経理規程で定められた額を超える場合は、原則として競争入札を行うこと。 また、契約業者選定に当たっては稟議書等を作成し、理由を明確にすること。	社援施第7号1(3)(4)

指摘区分：通知事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	各拠点ごとの財務諸表に関する注記を作成すること。また、法人全体の注記について、記載漏れや誤記があるので、適切に作成すること。	会計基準第5章 運用指針21 (2)
2	決算附属明細書を適切に作成すること。 ・借入金明細書に誤りがあるので、正確に作成すること。 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書は3月31日現在の残高について記載すること。 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（別紙④）、サービス区分間借入金明細書（別紙⑨）、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙⑩）を作成すること。 ・積立金・積立資産明細書は、拠点区分ごとに作成すること。	会計基準第6章 運用指針8・11・12・19・23
3	現金について、毎日の現金出納終了後、出納職員が、その残高と帳簿残高を照合し記録を残すこと。	定款準則第20条 法人経理規程29条
4	固定資産取得支出の計上を適切に行うこと。	会計基準第2章7
5	財産目録は適切に作成すること。（会計基準の様式に則って、必要な項目を記載すること。）	会計基準第7章 別紙5
6	社会福祉事業 緑の郷拠点区分と公益事業 緑の郷拠点区分については、別の拠点として決算書類を作成すること。	会計基準第2章6、第3章5、第4章5 法人経理規程第5条
7	社会福祉事業 緑の郷拠点区分内の本部サービス区分について、決算書類に一つのサービス区分として分けて計上すること。	運用指針5 (3) 運用指針6
8	社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表を適切に作成すること。（通知に基づいた様式を使用し、必要な勘定科目の記載、内部取引消去の記載を適切に行うこと。）	会計基準第1章7、第2章6、第3章5、第4章5
9	積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てること。	会計基準第4章第4 (4) 注解（注20） 運用指針19 (1)
10	預金残高について、毎月末帳簿残高と照合すること。	定款準則第20条 法人経理規程29条

平成27年度 社会福祉施設指導監査結果通知書

施設名	緑の郷
-----	-----

指摘区分：通知事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	事故発生の防止のための指針について、「閲覧に関する基本方針」を明記すること。	特養条例第32条 特養通知第4-17 老福条例第40条 老福通知第4-31
2	市に提出すべき事故報告書について、提出されていないものがあつたので、改めること。	特養条例第32条第2項 老福条例第40条第2項 市事故報告取扱い要領
3	精神科医師定期療養指導加算について、医師が月2回以上入所者の療養指導を行った記録に不備があるので、記録を十分に残すこと。	報酬基準 別表1-12 報酬通知第2-5(12)
4	その他の日常生活費は、運営規程において定め、重要事項説明書等の文書で利用者に説明し、同意を得て徴収すること。	老福条例第13条
5	寄附金の一部が雑収入・雑収益として計上されているので、寄附金として計上すること。	会計基準第2章第7 会計基準第3章第6